

平成29年第3回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成29年3月15日(水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席委員
- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 議長 山本 正二 | 1番 永富 典雄 | 2番 野村 久幸 |
| 3番 藤井 英雄 | 4番 野尻 涉 | |
| 6番 安部 好恵 | 7番 馬屋原 眞一 | 8番 安富 法明 |
| 9番 三好 堯 | | 11番 平嶋 康秀 |
| 12番 三好 睦子 | | 14番 田口 幸雄 |
| | 16番 石田 健治郎 | 17番 中島 紘一 |
| 18番 井上 道雄 | 19番 田中 剛二 | 20番 阿座上 五六 |
| 21番 原田 一馬 | 22番 | 23番 井町 哲 |
| 24番 鮎川 幸彦 | 25番 篠田 巧 | 26番 岸 英法 |
| 27番 三戸 勲 | 28番 山中 佳子 | 29番 中野 修 |
| 30番 藤岡 和文 | 31番 野村 孝 | 32番 吉村 徹 |
| 33番 井上 兼夫 | 34番 伊藤 新司 | 35番 伊藤 太一 |
| 36番 桑原 正彦 | 37番 山本 正二 | |
- 4 欠席委員
- | | | |
|-----------|---------|-----------|
| 5番 吉村 信男 | 10番 俵 薫 | 13番 大野 龍男 |
| 15番 松原 正晴 | | |
- 5 事務局
- | | | |
|------------|----------|-----------------|
| 事務局長 末藤 勝巳 | 主幹 中村 正寿 | 係長 篠田 淳也 |
| 美東総合支所分室長 | 長尾 加代子 | 秋芳総合支所分室長 三原 義男 |

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より平成 29 年第 3 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 36 名中、32 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、欠席委員は 5 番 吉村委員、10 番 俵委員、13 番 大野委員、15 番 松原委員でございます。続きまして美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。それでは議事録署名委員を指名いたします。28 番 山中委員、32 番 吉村委員。よろしくお願ひいたします。議事に入る前に一言ご挨拶を申し上げます。先月の 28 日締め切りの農業委員の希望者届出ですが先程、事務局に聞いたところによると 26 名の届出があったようでございます。尚、推進委員につきましても、まだ人数に達していない地域がございます。今後、農業委員の皆さん、現職の委員さんも含めて推進委員の募集にご協力いただけたらというふうに思います。また、この件につきましても最後に事務局の方から報告があると思います。それから先週、宮崎の方へ帰っていましたが、もう田植えが始まっておりました。3 月に入ると宮崎の西のほうでは代かきも終わっているというような風景を見て参りました。私たちもこれから忙しくなる時期になっております。皆さんも怪我等には気を付けていただいて農繁期を迎えていただけたらというふうに思っております。それでは議事に入りたいと思います。</p> <p>議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。番号 1 と 2 を一括して事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2 件朗読。</p> <p>1 件目。耕作管理が困難な譲渡人が長年、申請地の耕作管理を行ってきた譲受人に対し贈与をおこなうものです。続いて農地法第 3 条第 2 項各号の農地権利移動の制限に関する事項について説明いたします。第 1 号の全部効率利用要件についてですが現在の譲受人の耕作地につきましても耕作管理が認められます。第 2 号、第 3 号については該当しておりません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが譲受人と家族の農作業を行う日数から農業に常時従事することが判断できます。第 5 号の下限面積要件は当市の 1,000 m²以上の要件を満たしております。第 6 号には該当いたしません。第 7 号の地域調和要件ですが周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。</p> <p>2 件目。新規の農地取得になりますので現地調査を行っておりません。父である譲渡人が後継者である息子に対し生前贈与をおこなうものでございます。第 1 号の全部効率利用要件ですが農機具の保有状況からみて農地を今後、効率的に耕作管理することが認</p>

	められます。第2号、第3号については該当していません。第4号につきましては譲受人、またその家族の農作業を行う日数は、これを満たしております。第5号の1,000㎡以上の要件につきましては申請の2筆で1,000㎡を超えております。第6号は該当していません。第7号ですが引き続き稲作を中心に行われる予定で周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
7番	7番、馬屋原です。3月7日に現地調査をいたしました。出席委員は私と安部委員と山本会長、事務局でございます。1番ですが場所は資料1にありますように●●●●●●●●●●●●●●●●の隣でございます。1町8反という面積も作っておられますし営農の能力もありますし問題ないというふうに思います。以上です。
議長	ありがとうございます。1番、2番につきまして地元委員より報告をお願いいたします。
20番	20番、阿座上です。1番ですが先程ご説明がありました通りで問題ないと思います。
26番	2番ですが後継者として若い方が農業に従事してくれることは有り難いと思います。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。

	<p>1 件目。申請地は●●●●●から西に 1.2 km の位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第 3 種農地です。申請者は美祢市に居住し外構工事業を営む者です。申請地で売電事業をおこなうため最大発電出力 49.5 キロワット、パネル設置面積 357.13 m² の太陽光発電施設 1 区画を設置するものです。この案件については農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
7 番	<p>1 番ですが川を渡りますと●●●がありますが、その橋の手前に申請地はあります。そこに太陽光をするということで現地に行きましたが一応、赤線で仕切られており農地として管理出来るような状況ではありません。色々な問題があるかもしれませんが太陽光で管理をしてもらうほうが地域のためになるなと思いましたので問題ないなというふうに思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
16 番	<p>16 番、石田です。申請地は周りより高くなっておりませんが特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。私の方から知っている範囲で補足をしておきます。この農地の水はポンプアップでございます。元々、地域でポンプアップしておりましたが地域がポンプアップのライン上の問題でポンプを撤去してしまい作れなくなった水田でございます。石田委員が言われたように周囲が周りより高くなっております。赤線も低い位置でございます。人間は歩いていけますが農機具は全く入れるような状況ではございません。こういうような状況ですので私も致し方ないのではないかなと見て参りました。それでは委員の皆さんより何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第 2 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第 2 号は原案の通り決定し諮問会議に附します。 続きまして議事順位第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>1 件目。申請地は●●●●●から西に 1.2 km の位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第 3 種農地です。申請者は美祢市に居住し外構工事業を営む者です。申請地を無償で借り受け、先程 4 条の申請でございました太陽光発電施設の工事のための進入路と設置後の管理用通路を確保されるものでございます。道幅が 3.2 m で長さが 21 m で 67.2 m² の管理通路を設置されるものでございます。この案件につきましては農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
7 番	<p>1 番ですが資料 2 にありますように囲んである部分が道として使用貸借で利用しようという内容でございます。問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
16 番	<p>16 番、石田です。特に補足説明はございません。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第 3 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第 3 号は原案の通り決定し諮問会議に附します。</p> <p>続きまして議事順位第 4 議案第 4 号 農振法に基づく農用地区域の除外申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>1 件目。申請地は●●●●●から南東に 400 m の位置にある農用地区域内農地です。現在、自己用住宅地として隣地を除外申請</p>

	しておりますが、その隣の土地の山際の申請地に植林をおこなうための除外申請でございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
7番	1番ですが資料3にあります網掛の場所になります。今まで除外申請を出していた所に1筆残っていたので、その部分に植林をしたいということでございます。山際でございますので問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
12番	12番、三好です。今、説明がありました通りで問題ありません。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は当番委員の報告による協議結果を附して市長の方へ送付いたします。続きまして議事順位第5 議案第5号 農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 今回、昨年の10月から2月まで皆さんの方に利用権設定の更新、新規の設定ご尽力頂きましてありがとうございます。新規の設定面積は348,630㎡、再設定面積が1,445,400㎡、合計面積が1,794,030㎡になっております。設定者数は新規が79人、再設定者数は305人、合計で384人になっております。設定を受ける者数は新規が44人、再設定者数は168人、合計で212人となっております。3ページ目以降は美祢地区の委員さんには美祢地区、美東地区の委員さんには美東地区、秋芳地区の委員さんには秋芳地区を印刷しております。最後のページは農地中間管理機構に対して法人ならびに認定農業者さんの方に

	貸し付けするものです。407番、408番が●●さんの方へいくようになります。409番が●●●●●さんへいくようになります。410番は個人の●●●●●さんへいきます。411番から416番までが、●●●●●さんへいくようになります。417番が●●●●●さんへいくようになります。いずれも市の基本構想であります全て効率的に利用すること、またまた常時従事することが認められるため農業経営基盤強化法の第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	ありがとうございます。皆さんの手元に地元の案件について提示されていると思いますが何か質問等ございましたらお願いいたします。
35番	35番、伊藤です。412番の334番1ですが、ほ場整備地でしょうか。
事務局	すみません。ほ場整備田か、ほ場整備していないか今分かりません。
35番	私の勘違いかもしれませんが多分、ほ場整備の地番だと思います。ということは●●●●●の地区外になりますよね。そのへんは、どうなのでしょう。
議長	伊藤委員の質問について事務局のほうで調べていただきたいと思います。こういう意味だと思います。●●●●●が経営をされようとしている地域外にあるのではないかという意味ではないかと思います。地域外だから、●●●●●は耕作しないのではないかという意味合いではないかと思います。そのへんについて聞き取りをしていただけたらというふうに思います。他にございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。今出ました質問内容につきまして処理については事務局のほうに一任をさせていただきたいと思います。議案第5号につきまして賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。賛成、多数。よって議案第5号を原案の通り決定いたします。それでは報告事項に入りたいと思います。議事順位第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について議第といたします。番号1から14を一括して事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。

事務局	<p>1 4 件朗読。</p> <p>1 件目。先程、3 条許可申請のほうでありましたが、それにとまなう事前の合意解約でございます。</p> <p>2 件目。今後、3 条の許可申請による売買の予定がございまして事前の合意解約でございます。</p> <p>3 件目、4 件目。今後、個人の方が利用権を結ばれて耕作される予定でございます。</p> <p>5 件目～1 2 件目。現在、借受人が●●●●●でございまして解約されて農地中間管理機構の事業を活用される予定でございます。</p> <p>1 3 件目、1 4 件目。今後、個人の方が耕作される予定でございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。1 番から1 4 番、全て次の耕作者等決まっているようでございます。地元委員さんの方より何か補足説明等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>何も発言がございませんようですので以上をもちまして報告第1 号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第7 報告第2 号 農地転用現況証明について議題といたします。番号1 から3 を一括して事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3 件朗読。</p> <p>1 件目。1 2 筆で広範囲に広がっております。1 番目、2 番目につきましては昭和4 0 年頃耕作放棄後、河川用地もしくは市道用地、公共用地として取り込まれ利用されておる状態でございます。3 番目ですが昭和5 0 年頃耕作放棄後、雑木が生育し現在は山林化しております。4 番目、5 番目につきましては昭和3 0 年頃耕作放棄後、杉を植樹され現在は山林化しております。6 番目、7 番目につきましては昭和5 0 年頃耕作放棄後、河川用地として利用されております。8 番目につきましては昭和4 5 年頃耕作放棄後、杉・クヌギを植林されております。9 番目、1 0 番目につきましては昭和4 0 年頃耕作放棄後、杉を植樹し山林化しておる状況です。1 1 番目につきましては昭和4 0 年頃耕作放棄後、桧を植樹し山林化しております。1 2 番目につきましては昭和4 0 年頃耕作放棄後、桧・杉を植樹し山林化しております。</p> <p>2 件目。申請地は●●●●●の管理地内にてございまして平成元年頃、耕作放棄後、雑木が繁茂し山林化しておる状況でございます。</p> <p>3 件目。9 筆で、こちらも広範囲に広がっております。1 番目につきましては昭和5 0 年頃耕作放棄後、公衆用道路と山林になっております。2 番目、3 番目につきましては昭和3 9 年頃耕作放棄後、雑木が繁茂し山林化しておる状況でございます。4 番目に</p>

	<p>つきましては昭和50年頃耕作放棄後、道路と灌木の繁茂により原野化しております。5番目につきましては昭和50年頃耕作放棄後、道路の一部となっております。6番目につきましては昭和30年頃耕作放棄後、灌木が繁茂し原野化しておる状況でございます。7番目から9番目につきましては昭和45年頃耕作放棄後、灌木が繁茂し原野化しておる状況が見受けられます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
7番	<p>1番ですが資料の写真を見ていただくと分かりますように道になったり杉、桧が生えておったりしており早く非農地にしたほうが良いというような状況でございます。従って問題ないと思います。2番につきましては●●●●の管理地内です。既に農地性はないという状況です。3番につきましても同じように写真を見ていただくと分かりますように雑木や杉等を植えたりして山林化しております。とてもではないが元に戻すのは不可能だと思います。問題ありませんが、せざるを得ないなというような判断でございます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
3番	<p>3番、藤井です。2番ですが先程の馬屋原委員の説明でよろしいかと思います。</p>
20番	<p>20番、阿座上です。3番ですが問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。1番ですが担当地域は私でございます。一昨年まで中野委員が耕作をされていた地主の方でございます。定年になりましたが資格の関係で後継者が出来ない。後継者ができたら帰ってきて自分の農地は耕作しようと思ったけれど帰ってきて見たら、あまりにもこのような状況になっておりましたので、きちんと処理をして他の農地を耕作したいというお話でした。別段、問題ないというふうに思っております。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>

議長	<p>特に発言もないようでございますので以上で報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第8 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回7法人から報告書が出ております。●●●●ですが、ほ場整備の途中でございます。全てが仮の地番になっておりますので今回は省略させていただいております。しかしながら全ての法人に総会の資料や損益計算書といったものを出していただいておりますので農業委員会のほうで、しっかり審査しております。従いまして今回、提出していただいた全ての法人におきまして形態、内容、構成員、執行役員等の状況を審査いたしまして適正でありましたことをご報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>特に発言等ございませんようですので以上で報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、その他の項にうつりたいと思います。農業相談日につきましては相談がございませんでした。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
12番	<p>12番、三好です。この農業委員のメンバーが7月19日で解散になるので研修も兼ねて、どこかに行けたらと思いますがいかがでしょうか。</p>
議長	<p>三好委員より、どこか行きませんかという提案がありました。皆さんいかがでしょうか。親睦も兼ねてなら非常に良いことだなと思います。今の提案につきまして私の方から提案したいと思いますがよろしゅうございますか。(はいの声) 私の方で勝手な事を言って申し訳ないですが三好委員のほうで中心になって皆さんをお誘いになって行ける範囲の方で是非、行っていただけたら一番いいのではないかというふうに思います。先程も言いましたが宮崎では、もう田植えが始まっております。こちらでも、そろそろ準備に入られることだと思います。私は反対いたしませんけれども有志でメンバーを募ってやられたらいかがかなというふうに思います。皆さん、どうですか。(異議なしの声) 三好委員よろしくお願いいたします。</p>

20番	20番、阿座上です。意向調査や現地調査等、個人的にやりますが農地の所有者の方によると、ほとんど分間図を持っておられない方が多いです。そういうのは農業委員で推進するという事は出来ないものですか。常備しておけば現地調査がある時は現況と図面が合うので物事がすんなり進んでいくと思います。
議長	1筆とれば確か200円かかると思います。美祢市に、そのような条例があつて農業委員さんには全ての地域の分間図を持っていただくとかいうような措置がとられていないこともありまして無理ではないかなと思います。農家の方で皆さんが持っておられるかといえば金銭的な負担にもなるかと思ひます。それから分間図については申請書が出た時に必ず、その申請書には分間図がついております。その分間図を現地調査の時には皆さんに分かるように現地調査の資料にもつけるようにしております。農家の皆さんは全てをご存知の上で書類を出されるというふうに思っております。地元委員さんで、よく分からないから申請が出ている人の分間図が見たいということであれば事務局の方へ申し出て下さい。事務局は提出された分間図をすべてコピーして担当委員さんへお渡しするようにはいたします。ただ全員にと言われたら莫大な資料と量になりますので、そのへんにつきましてはご勘弁の程お願いしたいと思います。担当地域で分からないから、どうかしてほしいということがあれば言ういただければ、そのあたりは解消出来るのではないかとこのように思っております。
20番	自分の財産を管理するうえで書類がないというのはおかしいですね。
議長	ちなみに地籍調査が終わりましたら終わった所につきましては、きちんと土地の分間図が届きます。美祢市はまだ地籍が終わっておりません。実は美祢市で山の図面があるのは大嶺町だけだということに言われております。今、言われるように全ての図面ということになれば山を含めてだと思ふんですけど、地籍が終わらない限り山の図面はほとんど出てくることはありません。阿座上さんが言われることは、よく分かります。ありがとうございます。それでは事務局より農作業標準賃金について報告をお願いいたします。
事務局	配布しております平成29年 農作業標準賃金についてご説明いたします。これは3月1日に農作業標準賃金協議会を開きました。昨年との変更点を言いますと荒起しが8,000円になりました。それから田植え作業が今までは一日単位でしたが一時間になりました。金額が1,000円になりました。この3点の変更となりまして他は変わっておりません。この内容ですが4月1日付の広報にも掲載いたしますしホームページにも掲載するようにしております。次に裏面ですが農地の賃借料情報があります。書いてありますように平成28年1月から12月の一年間に利用権設定されたものの賃借の状況を集計したものでございます。上の段が田、

	<p>下の段には畑で金納と物納で集計しております。これも同じく4月1日付の広報に掲載しホームページにも掲載するようにしております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。事務連絡がございましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>冒頭に会長の方から話がございましたが、来る7月20日に改選を迎えますが新たに農業委員19名、推進委員25名の条例が可決をいたしたところでございます。それにあわせまして2月1日から28日までの4週間におきまして委員と推進委員それぞれ推薦、公募をいたしました。委員につきましては定数19名に対して26名の推薦、公募がございました。推進委員につきましては25名に対して24名でございます。農業委員につきましては地区を定めて推薦、公募が出来ません。美祢市は14地区ございますので事務局からすれば、どの地区にも1名おたらいいなということは言ったと思います。なにしろ地区を定めて募集公募が出来ないので実際、蓋をはぐりますと26名いらっしゃいましたが、2、3地区ほど推薦、公募がなかった所がございました。これは致し方ございません。必ず推進委員が地区に1名なり2名なりいらっしゃいますので推進委員さんと近くの農業委員さんが連絡を取り合って農地利用の最適化を進めていくという形になるかと思えます。中間と最終、広報なりホームページ等で公表が義務付けられておりますので市役所の前の掲示板に掲示しております。またホームページの方にも載っておりますので見ていただけたらと思います。農業委員26名につきましては人数をオーバーしております関係で調整をしなければなりません。従いまして条例の交付の日に合わせて事前に規則と、これに対します評価委員会を今月いっぱいに関しまして評価をさせていただきまして19名を選ばさせていただくという形になろうかと思えます。それと推進委員が必ずその地区にいなればなりません、ないところが6地区あります。大嶺地区が2名のところ1名もいらっしゃいません。豊田前、於福、東厚保、綾木、秋吉になります。まだ定数に達していない所もありますので再度、募集を開始したいというふうに思っております。現農業委員さん、ご苦勞おかけしますが働きかけ等お願いできたらというふうに思っております。それから今後の日程ですが次回の総会につきましては4月18日の火曜日、午後2時から、この場所で行います。農業相談日につきましては4月11日の火曜日。美祢地区につきましては吉村信男委員さん、美東地区につきましては井上道雄委員さん、秋芳地区につきましては山中佳子委員さんでお願いいたします。現地調査につきましては4月10日の月曜日に行います。安富委員さんと三好委員さんでお願いしたいと思います。安富委員さんと三好委員さんにつきましては8時30分までに総合支所の方へお願いします。もしかすると直接、農業委員会事務局の方へ来ていただくようになるかも分かりません。その時には連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>私の方から2件ほど報告申し上げます。1件目ですが先月の総会でも申しましたが大野委員さんが怪我で入院されております。それで皆さんの手当の方から慶弔規定に基づきまして、お見舞い金を支出させていただきました。2件目ですが来月の総会の後に農</p>

<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>業振興部会の方で今年度の活動計画の点検評価、来年度の活動計画策定の案を作成したいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。</p> <p>それでは本日の総会を閉じたいと思います。</p> <p>互礼。</p> <p>午後3時15分閉会。</p> <p>議事録は正確なることを認め署名、押印する。</p> <p>平成29年3月15日</p> <p>議長 _____</p> <p>署名委員 _____</p> <p>署名委員 _____</p>
----------------------	--

--	--

